

こ放第 1172 号  
令和 2 年 2 月 27 日

放課後児童健全育成事業所  
はまっ子ふれあいスクール 運営主体各位

横浜市こども青少年局  
放課後児童育成課長

児童等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について（通知）  
＜新型コロナウイルス感染症関連通知 その４＞

日頃から、本市の放課後施策にご協力いただき、誠にありがとうございます。

厚生労働省の事務連絡を踏まえ、児童等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の当面の間の当該児童の利用回避及び事業所の臨時閉所の措置に関する本市の対応方針をお知らせします。また、厚生労働省事務連絡の読み替えは、「新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）」（令和 2 年 2 月 20 日 こ放第 1134 号）をご参照ください。

1 児童や貴事業所職員に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の取り扱い

(1) 利用児童や職員が感染した場合

貴事業所を 当面の間、原則として事業所を閉所します。閉所の期間については、関係機関と協議した上でお知らせするため、現時点では未定です。

(2) 利用児童や職員が感染者の濃厚接触者に特定された場合

当該児童には、貴事業の利用を控えるよう本市が要請します。利用を控える期間の基準は感染者と最後に濃厚接触した日から起算して 2 週間とします。事業所開設の可否については、本市と協議して決定します。

なお、職員が感染者の濃厚接触者に特定された場合も児童に準じた対応とします。

(3) 児童の保護者が感染した場合の対応

1 (2) と同様の対応とします。

(4) 児童及び職員の健康管理

新型コロナウイルス感染症が発生または濃厚接触者に特定されていない場合であっても、児童や職員に 37.5℃ 以上の発熱や呼吸器症状が見られる時には、利用を断るまたは出勤を行わないよう徹底してください。

2 学校（市立小学校、国立小学校、私立小学校、特別支援学校）が臨時休業した場合の事業所の開設及び児童の利用について

(1) 放課後キッズクラブ及びはまっ子ふれあいスクールの対応

放課後キッズクラブ又は、はまっ子ふれあいスクールが設置されている学校が臨時休業した場合は、当該事業所を臨時閉所します。閉所する期間は、学校に準じます。

《裏面有り》

(2) (1) 以外の放課後児童健全育成事業所の対応

臨時休業する学校の児童のみを受け入れている場合は、事業所を臨時閉所します。閉所する期間は、学校に準じます。

臨時休業する学校の児童以外を受け入れている事業所の開所の可否については、運営主体で決定します。

(3) 国立小学校、私立小学校が臨時休業した場合の児童の利用  
当該学校の児童の利用はできません。

(4) 放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブの補助金の取り扱いについて

2 (1) または (2) による対応で閉所した場合、放課後キッズクラブは、閉所減算の対象外とし、放課後児童クラブは、やむを得ない理由で閉所したこととし、開所日数の実績に含むものとします。

### 3 保護者へのお知らせ文の配布等について (依頼)

本市から保護者への連絡事項を記載した「お知らせ文」を作成しました。

お手数ですが保護者へ周知していただきますようお願いいたします。周知の方法は特に指定しません。

また、横浜市立小学校の卒業式の対応に関する学校長宛て通知を周知しますので、ご確認ください。

#### <添付資料>

- ・保護者向けお知らせ文 (令和2年2月27日 放課後児童育成課)
- ・別紙1: 保育所等における感染症拡大防止のための留意点について (令和2年2月25日 厚生労働省 事務連絡)
- ・別紙2: 保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について (第二報) (令和2年2月25日 厚生労働省 事務連絡)
- ・別紙3: 「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応」及び「学校の卒業式・入学式の開催に関する考え方」について (通知) (令和2年2月26日 教健第3378号) <抜粋>

こども青少年局放課後児童育成課

担当: 中澤、秦 (放課後児童クラブ、放課後児童健全育成事業)

TEL: 671-4446

担当: 大岩、荻野・竹内 (放課後キッズクラブ・はまっ子ふれあいスクール)

TEL: 671-4068・671-4152

令和2年2月27日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局放課後児童育成課

## はまっ子ふれあいスクールにおける新型コロナウイルス感染症に関する対応について

日頃より、本市の放課後児童育成施策へのご理解とご協力をありがとうございます。

新型コロナウイルスの国内感染が確認されており、子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について、厚生労働省から考え方が示されました。

つきましては、はまっ子ふれあいスクールの利用にあたり、感染拡大防止のため、新型コロナウイルスの感染拡大の恐れが減少するまでの当面の間、本市としての対応を次のとおりとしますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

### 1 体温の計測及び体調管理について

毎朝、お子様の体温を測り、37.5℃以上の発熱がある場合は、はまっ子ふれあいスクールを利用しないでください。はまっ子ふれあいスクールにおいても、必要に応じてお子様の体温を計測し、発熱等が認められる場合には、お子様の受入れができませんので、ご了承ください。

また、過去に発熱等が認められた場合については、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでも、同様の取扱いとさせていただきます。

ご家庭での健康観察をよろしくお願いいたします。

### 2 はまっ子ふれあいスクールの臨時閉所について

今後、はまっ子ふれあいスクールの利用児童や職員が新型コロナウイルスに感染したことが発覚した場合等、原則はまっ子ふれあいスクールは、当面の間、臨時閉所となります。

閉所の期間については、関係機関と協議したうえで決定しますので、該当する場合は、改めて、お知らせします。

### 3 学校休校時等のはまっ子ふれあいスクールの取扱いについて

今後、新型コロナウイルス感染症対策のために、学校が休校になった場合については、学校に設置されている、はまっ子ふれあいスクールも合わせて閉所となります。

国立小学校、私立小学校、または特別支援学校等が感染症対策で臨時休校になった場合、当該学校に通学するお子様の利用はできません。

また、学校は、感染症の流行時には、校内外を問わず学校行事等の変更、延期、中止を検討し、はまっ子ふれあいスクールと共有することとしています。学校から、行事等の変更等の連絡を受けた際には、その内容に応じて、はまっ子ふれあいスクールの開所時間や活動内容等が変更される場合がありますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

### 4 利用の自粛

はまっ子ふれあいスクールは、放課後の子ども達の遊びの場としての機能があるため、感染症拡大を防ぐ観点から、はまっ子ふれあいスクールの利用の必要性をご検討いただきますようお願いいたします。

担当：横浜市こども青少年局放課後児童育成課  
電話：671-4152

令和2年2月27日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局放課後児童育成課

## 放課後キッズクラブにおける新型コロナウイルス感染症に関する対応について

日頃より、本市の放課後児童育成施策へのご理解とご協力をありがとうございます。

新型コロナウイルスの国内感染が確認されており、子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について、厚生労働省から考え方が示されました。

つきましては、放課後キッズクラブの利用にあたり、感染拡大防止のため、新型コロナウイルスの感染拡大の恐れが減少するまでの当面の間、本市としての対応を次のとおりとしますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

### 1 体温の計測及び体調管理について

毎朝、お子様の体温を測り、37.5℃以上の発熱がある場合は、放課後キッズクラブを利用しないでください。放課後キッズクラブにおいても、必要に応じてお子様の体温を計測し、発熱等が認められる場合には、お子様の受入れができませんので、ご了承ください。

また、過去に発熱等が認められた場合については、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでも、同様の取扱いとさせていただきます。

ご家庭での健康観察をよろしくお願いいたします。

### 2 放課後キッズクラブの臨時閉所について

今後、放課後キッズクラブの利用児童やクラブの職員が新型コロナウイルスに感染したことが発覚した場合等、原則、放課後キッズクラブは、当面の間、臨時閉所となります。

閉所の期間については、関係機関と協議したうえで決定しますので、該当する場合は、改めて、お知らせします。

### 3 学校休校時等の放課後キッズクラブの取扱いについて

今後、新型コロナウイルス感染症対策のために、学校が休校になった場合については、学校に設置されている放課後キッズクラブも合わせて閉所となります。

国立小学校、私立小学校、または特別支援学校等が感染症対策で臨時休校になった場合、当該学校に通学するお子様の利用はできません。

また、学校は、感染症の流行時には、校内外を問わず学校行事等の変更、延期、中止を検討し、放課後キッズクラブと共有することとしています。学校から、行事等の変更等の連絡を受けた際には、その内容に応じて、放課後キッズクラブの開所時間や活動内容等が変更される場合がありますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

### 4 区分1の利用の自粛

放課後キッズクラブの利用区分1は、放課後の子ども達の遊びの場としての機能があるため、感染症拡大を防ぐ観点から、放課後キッズクラブの利用の必要性をご検討いただきますようお願いいたします。(区分2のご利用の方は除く)

担当：横浜市こども青少年局放課後児童育成課  
電話：671-4068

令和2年2月27日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局放課後児童育成課

## 放課後児童健全育成事業所における新型コロナウイルス感染症に関する対応について

日頃より、本市の放課後児童育成施策へのご理解とご協力をありがとうございます。

新型コロナウイルスの国内感染が確認されており、子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について、厚生労働省から考え方が示されました。

つきましては、放課後児童健全育成事業所の利用にあたり、感染拡大防止のため、新型コロナウイルスの感染拡大の恐れが減少するまでの当面の間、本市としての対応を次のとおりとしますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

### 1 体温の計測及び体調管理について

毎朝、お子様の体温を測り、**37.5℃以上の発熱がある場合は、放課後児童健全育成事業所を利用しないでください。**放課後児童健全育成事業所においても、必要に応じてお子様の体温を計測し、発熱等が認められる場合には、お子様の受入れができませんので、ご了承ください。

また、過去に発熱等が認められた場合については、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでも、同様の取扱いとさせていただきます。

ご家庭での健康観察をよろしくお願いいたします。

### 2 放課後児童健全育成事業所の臨時閉所について

今後、放課後児童健全育成事業所の利用児童や職員が新型コロナウイルスに感染したことが発覚した場合等、原則、放課後児童健全育成事業所は、当面の間、臨時閉所となります。

閉所の期間については、関係機関と協議したうえで決定しますので、該当する場合は、改めて、お知らせします。

### 3 学校休校時等の放課後児童健全育成事業所の取扱いについて

今後、新型コロナウイルス感染症対策のために、学校が休校になった場合に、当該学校の児童のみが利用する放課後児童健全育成事業所は臨時閉所となります。複数の学校の児童が利用する場合にも、本市から事業所に閉所を要請することがあります。

また、国立小学校、私立小学校、または特別支援学校等が感染症対策で臨時休校になった場合、当該学校に通学するお子様の利用はできません。

担当：横浜市こども青少年局放課後児童育成課

電話：671-4446

事務連絡  
令和 2 年 2 月 25 日

都道府県  
各 指定都市  
中核市  
保 育 担 当 部 (局)  
地域子ども・子育て支援事業担当部 (局) 御中

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室  
厚生労働省子ども家庭局保育課  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

保育所等における感染拡大防止のための留意点について

保育所等（児童厚生施設、認可外保育施設及び問い合わせ欄に記載の地域子ども・子育て支援事業を含む。以下同じ。）の子どもや職員（以下「子ども等」とする。）に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応については、「保育所における感染症対策ガイドライン」や「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」（令和 2 年 2 月 13 日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」（令和 2 年 2 月 18 日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）などでお示したところであるが、保育所等における感染拡大を防止する観点から、罹患が確認されない子ども等についても、別紙の点に留意されたい。

## 保育所等における感染拡大防止のための留意点

(職員等について)

- 保育所等の職員については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱（37.5 度以上の発熱をいう。以下同じ。）や呼吸器症状（以下「発熱等」という。）が認められる場合には、出勤を行わないことを徹底する。保育所等にあつては、該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるように努めること。

過去に発熱等が認められた場合にあつては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意すること。

ここでいう職員とは、子どもに直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、当該事業所の全ての職員やボランティア等を含むものとする。

委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱等が認められる場合には立ち入りを断ること。

- 該当する職員については、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」（令和 2 年 2 月 17 日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）を踏まえ、適切な相談及び受診を行うこととする。

(子どもについて)

- 保育所等の登園に当たっては、登園前に、子ども本人・家族又は職員が必要に応じて本人の体温を計測し、発熱等が認められる場合には、利用を断る取扱いとする。

過去に発熱等が認められた場合にあつては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該子どもの健康状態に留意すること。

上記にかかわらず、病児保育事業の利用について妨げるものではないが、当該子どもの保育所等が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休園を実施している場合等については、感染の状況や受診した医師の診断を参考に、利用の可否について、慎重に判断すること。

- 市区町村や保育所等においては、都道府県等や衛生主管部局、地域の保健所と十分に連携の上、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で保育所等において必要な対応がとられるように努めるものとする。

○本件についての問合せ先

(新型コロナウイルス関連肺炎についての厚生労働省電話相談窓口)

TEL : 0120-565653 (フリーダイヤル)

※受付時間 9時00分～21時00分 (土日・祝日も実施)

(保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業、病児保育事業、延長保育事業について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL : 03-5253-1111 (内線4854, 4839)

FAX : 03-3595-2674

E-mail : [hoikuka@mhlw.go.jp](mailto:hoikuka@mhlw.go.jp)

(認可外保育施設について)

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL : 03-5253-1111 (内線4838)

FAX : 03-3595-2313

E-mail : [ninkagaihoiku@mhlw.go.jp](mailto:ninkagaihoiku@mhlw.go.jp)

(児童厚生施設、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブについて)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL : 03-5253-1111 (内線4966)

FAX : 03-3595-2749

E-mail : [clubsenmon@mhlw.go.jp](mailto:clubsenmon@mhlw.go.jp)



事務連絡  
令和2年2月25日

各 { 都道府県 } 保育主管部 (局)  
指定都市 地域子ども・子育て支援事業主管部 (局) 御中  
中核市

厚生労働省健康局結核感染症課  
厚生労働省子ども家庭局保育課  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応  
について (第二報)

子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の、当面の間の登園回避及び保育所等の臨時休園の措置に関する方針等について、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

また、市区町村が、臨時休園を実施や検討する場合、また、都道府県、保健所設置市、特別区などの衛生部局から、新型コロナウイルス感染症に感染した子ども等又は感染者の濃厚接触者となった子ども等についての情報を得た場合には、速やかに、市区町村から本件連絡先まで御連絡いただくようお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、下記 HP 等から最新の情報を入手いただくようお願いいたします。

また、管下の保育所等に対しても周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市町村 (特別区を含む。) に対する周知をお願いいたします。

なお、御不明な点等があれば、以下に御連絡・御相談ください。

(参考)

- ・ 新型コロナウイルス感染症の対応について (内閣官房ホームページ)  
[http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)
- ・ 新型コロナウイルス感染症について (厚生労働省ホームページ)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.htm](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.htm)

(保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業、病児保育事業、延長保育事業について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL : 03-5253-1111 (内線4854, 4839)

FAX : 03-3595-2674

E-mail : [hoikuka@mhlw.go.jp](mailto:hoikuka@mhlw.go.jp)

(利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブについて)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL : 03-5253-1111 (内線4966)

FAX : 03-3595-2749

E-mail : [clubsenmon@mhlw.go.jp](mailto:clubsenmon@mhlw.go.jp)

## 保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）（令和2年2月25日時点）

（子どもが感染した場合について）

1. 感染した子どもが、発熱や咳などの症状が出ている状態で登園していた場合には、市区町村は、当該保育所等の一部又は全部の臨時休園を速やかに判断すること。臨時休園の規模及び期間については、都道府県等と十分相談すること。
2. 感染した子どもが、発熱や咳などの症状が出ていない状態で登園していた場合には、現時点の知見の下では、一律に臨時休園が必要とまではいえない可能性もある。このため、市区町村は、その必要性について、個別の事案ごとに都道府県等と十分相談の上、慎重に判断すること。

（子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合について）

3. 子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合には、当該子どもの保護者に対し、市区町村は登園を避けるよう要請すること。なお、この場合において、登園を避ける期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。

（感染者がいない保育所等も含む臨時休園について）

4. 1. 及び 2. とは別に、地域全体での感染拡大を抑えることを目的に、新型コロナウイルス感染症の地域における流行早期の段階において、都道府県等の衛生部局等とも十分に相談し、公衆衛生対策として、感染者がいない保育所等も含む臨時休園を行うことも考えられる。この場合には、対外的な交流イベントなど地域の子ども等が集まる行事なども含めて幅広く対策を検討する必要がある。

(発熱等の症状がある子どもの登園回避の要請の徹底について)

5. 感染拡大の防止の観点から、家庭との連携により、できる限り健康状態の確認(検温等)を行うよう指導することとし、特に、感染者が確認された地域に所在する保育所等においては、このことを徹底すること。また、発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは登園を避けるよう要請すること。

(職員における感染対策について)

6. 上記1. から5. については、職員についても、直接子どもに接する立場にあることから一層厳格かつ迅速に対応する必要があり、同様の対応を行うこと。この場合、職員については、休暇の取得や自宅待機等によって対応すること。

(臨時休園や登園回避の要請等を行う場合の配慮事項について)

7. 市区町村においては、臨時休園や登園回避の要請等の判断を行うに当たっては、臨時休園・登園回避等の期間中の家庭での保育や、給食のキャンセルに係る対応等による保護者の追加的な負担等に留意し、都道府県等の衛生部局等とも十分に相談の上、臨時休園や登園回避等の規模や期間等も含め、保護者の負担を極力軽減できるような方法を検討すること。

また、医療職などの社会的要請が強い職業等については、その子どもの保育の提供が必要な場合の対応として、訪問型一時預かり事業、保育所の保育士による訪問保育、ベビーシッターの活用等が代替の方法として考えられるところであり、各市区町村においては必要に応じて対応を検討すること。

(医療的ケアを必要とする子どもへの対応等について)

8. 医療的ケアを必要とする子どもの中には、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用している者も多く、肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすい特徴があることから、主治医や嘱託医に現在の保育所等を取り巻く状況を丁寧に説明し、対応方法を相談の上、その指示に従うこと。また、登園時におい

ては、特に健康観察を徹底し、日々の体調の変化に留意すること。なお、医療的ケアを必要としないが、基礎疾患のある子どもについても同様の対応とすること。